

日米原子力協定の 自動更新をめぐる議論と情報 について

伊佐智子

2018年6月2日(土)午前10:00~12:30

九州大学筑紫キャンパス総合研究棟511室

原子力協定と米国大統領（支配政党）

	署名日	政党 米国大統領 署名者	政権 日本首相 署名者	特記事項
1955年協定 (E)	1955年 11月14日	共和党 ドワイト・D・アイゼンハワー(ユ ダヤ系) ウィリアム・J・シーボルト ルイス・L・シュトラウス	日本民主党 鳩山一郎 井口貞夫	1955年11月22日か 自由民主党総裁へ 在米特命全権大使 時)、元在米大使館 官・元外務事務次官
1968年協定 (E)	1968年 2月26日	民主党 リンドン・ジョンソン ディーン・ラスク グレン・T・シーボーク	自由民主党 佐藤栄作 下田武三	'64年～'72年7月ま 条約局第1課長とし ダム宣言の翻訳, '6 年～'71年駐米大使 米安保に深く関関与
1987年協定 (E)	1987年 11月4日	共和党 ロナルド・レーガン マイケル・J・マンズフィールド(民 主党、上院議員 1977年 から 1989年)	自由民主党 中曽根康弘(82年 11月～87年11月 倉成正	第三次中曽根内閣 次首相は竹下登氏 11月6日～) 第3次中曽根内閣外 臣

日米原子力協定の変遷

締結	正式名称	署名地	付属規定
1955年	原子力の <u>非軍事的利用</u> に関する協力のための 日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定	ワシントン	なし
1958年6月16日	原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定		
1968年	原子力の <u>非軍事的利用</u> に関する協力のための 日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定	ワシントン	附表 日本国の濃縮ウラン動力用原子炉計画 (米国側書簡) (日本側書簡)
1987年	原子力の <u>平和的利用</u> に関する協力のための 日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定	東京	次スライド参照

- [日米原子力協定\(日米原子力協力協定\)\[原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定\]](#)
- [附属書A](#)
- [附属書B 防護の水準](#)
- [原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に関する合意議事録及び同協定第11条に基づく両国政府の間の実施取極](#)
- [\(訳文\) 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第11条に基づく両国政府の間の実施取極](#)
- [附属書1 再処理、形状若しくは内容の変更又は貯蔵のための施設](#)
- [附属書2 プルトニウムが置かれるその他の施設](#)
- [附属書3 第1条に係るその他の施設](#)
- [附属書4 いずれか一方の当事国政府の領域的管轄内にある計画中又は建設中の施設であつて必要とされる時点において附属書1、附属書2又は附属書3に追加されることが予定されるもの](#)
- [附属書5 回収プルトニウムの国際輸送のための指針](#)
- [\(訳文\) 合意された議事録](#)

1987年協定で改定された点

- 「非軍事的」使用→ 「平和的」使用へ 軍事を含めうる。

2012年、遠藤哲也氏日本記者クラブ会見

1988年に結ばれた日米原子力協定の日本側交渉責任者。

日米原子力協定は、米国が日本に対し、使用済み燃料の再処理を柱とする核燃料サイクルを事実上自由に行うことを認める内容。米国は日本の「原発ゼロ政策」に「不信感」を強めており、6年後に有効期限が切れる協定の行方は不透明。

米国の「不信感」に3つの理由。

1、再処理で生じるプルトニウムの扱いが不明。米国は「どこに使うつもりか」と懸念を強めている。

2、世界の原発は今後も増加の見込み。が、原発ビジネスや核不拡散で「頼りの日本が離脱する」ことへの不安。

3、核融合など「高度の原子力技術」の研究開発でもパートナーとして協力してきた日本が離脱することへの懸念

これらの点について日本政府が「合理的な説明」をしないなら、米国は原子力協定の更新を拒む恐れ。

各国との原子力協定

- カナダ，豪州，中国，米国，フランス，英国，欧州原子力共同体（ユーラトム），カザフスタン，韓国，ベトナム，ヨルダン，ロシア，アラブ首長国連邦，トルコ及びインドとの間で原子力協定を締結。

-

- 日米原子力協定はその枠組みの基盤。

1955年 日米原子力研究協定

1958年 日米原子力動力協定

1968年 日米原子力協定 商業用軽水炉導入のため

1988年 日米原子力協定 核廃棄物の研究のため

日米原子力協定

- 原子力分野での協力を目的とする。あわせて米国が供給する核燃料及び原子力資機材に対して、核不拡散の観点から米国が規制をかけるためのもの。
- 日米原子力協定は「核不拡散協定」。核不拡散のウエイト大。
- 特に核兵器に直結しかねない核濃縮と再処理の規制は厳格、これは濃淡の差はあるが、米国では共和党、民主党を問わず超党派的関心事。

カーター大統領(1977-80)の 核不拡散強化政策

- 1974年のインドの地下核実験で、日本に対し臨界間近の東海再処理工場に「待った」をかけた。
- 核燃料サイクルを原子力政策の中心に据え、やがては再処理工場の実用化を計画していた日本にとっては大問題。
- 日本は、個々のケース毎に米国の同意を要する「1968年協定」を改定し、「包括事前合意」制度を導入する必要。
- 米国は、NPTの非核兵器国に対し、包括事前同意制度を認めた例がなく、行政部内の一部からも、また、議会からも反論が出て交渉は難航し、まとめるのに6年以上もかかった。難産の結果の現行1988年の原子力協定であるが、その後、日米原子力関係は順調に進み、その枠組みである協定はいわば空気の如く、その存在が感じられない状況である。

日米原子力協定の課題

- 日本は現在、国の内外に47t強の分離プルトニウムを所有。
- 六ヶ所の再処理工場が稼働すると新たなプルトニウムが追加。工場がフル稼働するようになると年約8トンのプルトニウムが抽出。日本は、このような量のプルトニウムを一体どうやって消費するつもりなのか。
- 米国は、日本が核武装に向かうとは思っていないが、日本にこのようなプルトニウムの保有を認めることは、他国に対して非常に悪い先例になり、また、核セキュリティ（核テロ）上も大いに問題であると深刻な懸念を抱いている。協定の自動延長はそれとして、その際に何らかの是正措置あるいは代償措置を求めて来る可能性。

日本の取るべき政策

- ①日本は、利用目的のないプルトニウムはもたないとの方針を、これまでも繰り返し述べてきているが、原則論的なものであった。この方針をより具体的なものとする。例えば、合理的なworking stockを認めた上で、プルトニウムの抽出と消費の間の期間を明らかにするなど。
- ②現在のプルトニウムの使用先はプルサーマル炉だが、原発自身の再稼働と関係しているため、確定的な計画を作るとは難しいことを承知しているが、高低範囲の計画ないし見通しを作る。そして、なるべく多くのプルサーマル炉を稼働するよう努める。大間発電所をすみやかに立ち上げる。
- ③プルトニウム使用の本命は高速炉である。高速炉実用化に向けての方針を再確認。
- ④ドライ・キャスクによる中間貯蔵を増設し、核燃料サイクルに余裕をもたせる。
- ⑤英仏に保管のプルトニウム。日本はこれまでプルトニウムを貴重なassetとしてきた。
- ⑥日本は保有プルトニウム量を増やしてはならない。極力縮小に努めるべきである。そのためには、六ヶ所再処理工場でのプルトニウム抽出量の調節もその一つ。

1954年 アメリカ原子力法 123条

- 1954年 米国原子力エネルギー法においては、その123条で他国との原子力協定(123条合意と呼ばれる)を締結する際は国会の縦覧を事前に義務付け。
- 米国は日本を含む25の国と機関との間で原子力協定を締結。
- 一般的に、原子力協定は、交渉内容については上記のように公式に表明する以外は高い機微性を有しており、まったく明かされない。たとえば123条合意に関する上院外交委員会によるヒヤリングはまったくの非公開。
- 原子力協定はほぼ認めるという前提。

アメリカの対日原子力政策

- 民主党時代・核軍縮、オバマ政権時代の国務省前国際安全保障・不拡散担当次官補であったトーマス・カントリーマンは日本の再処理政策を批判、日本の拡散リスクおよび経済的な正当性の欠如を議論しようとした
- トランプ政権で後任は、クリストファー・フォード氏。

アメリカ・エネルギー省プレイエット副長官

2018年1月18日、「再交渉の理由はない」と語り、協定の終了や見直しをせず、延長の意向を都内で示した。

- 1988年に発効し今年7月16日に30年の期限を迎える日米原子力協定が1月17日、自動延長。
- 協定の破棄や再交渉には6カ月前からの文書による通告が必要。が、期限となる16日までに日米双方に見直す動きなし。原子力政策の現状維持で日米の思惑が一致。
- 協定は、原発の使用済み核燃料からプルトニウムを取り出す再処理やウラン濃縮を非核保有国の日本に認めるなど特権的な内容で、日本が進める核燃料サイクル政策の基盤。
- 日本は核兵器の原材料となるプルトニウムを国内外で47トン保有しており、核不拡散の観点から国内外からの懸念が強まっている。
- 海外に委託した大量のプルトニウムを使い切る見通しもない。プルトニウムは核兵器への転用が最も心配される物質。
- 米エネ省・プレイエット副長官は米政府高官が協定に関する立場の公式明言は初めて。「核燃料の平和利用について、日本とは長い関係を築いてきた」。米側の姿勢が明確化。

- 安倍政権は原発輸出が成長戦略の柱の一つ。輸出には日立と米(GE)社など日米のメーカーが関わり、第三国輸出でも日米協定は不可欠。(毎日)
- もんじゅ廃炉後も、日本は高速炉の国内開発を継続する方針。当面は、核燃料サイクル政策を維持するフランスの高速炉「ASTRID(アストリッド)」の開発に協力するが、技術獲得や人材育成が期待される。(電気新聞)
- 日米原子力協定は1968年締結・大量の原発用濃縮ウランが米国から日本に供給される。元をたどれば米国製ウランであり、米国の了解が必要になる。先進国では核燃料サイクルから手を引く流れが強まり、MOX燃料の価格は日本が導入を決めた20年前に比べ約5倍に高騰。一連の原子力政策の失敗を含め、そのつけは税金や電気料金に跳ね返っている。国民理解が得にくい不経済な発電システムからは手を引くべきだろう。

(中国新聞、河北新報)

遠藤哲也氏 略歴

1958 東京大学法学部卒同年外務省入省

1958-60 米国プリンストン大学等留学

1977-79 在ロンドン国際戦略問題研究所(IISS)研究員

1981-85 外務省国連局参事官、審議官(原子力問題担当)

1987-89 外務省科学技術審議官(日米原子力協定交渉代表)

1989-92 在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、IAEA理事会理事
(1989-90 IAEA理事会議長)

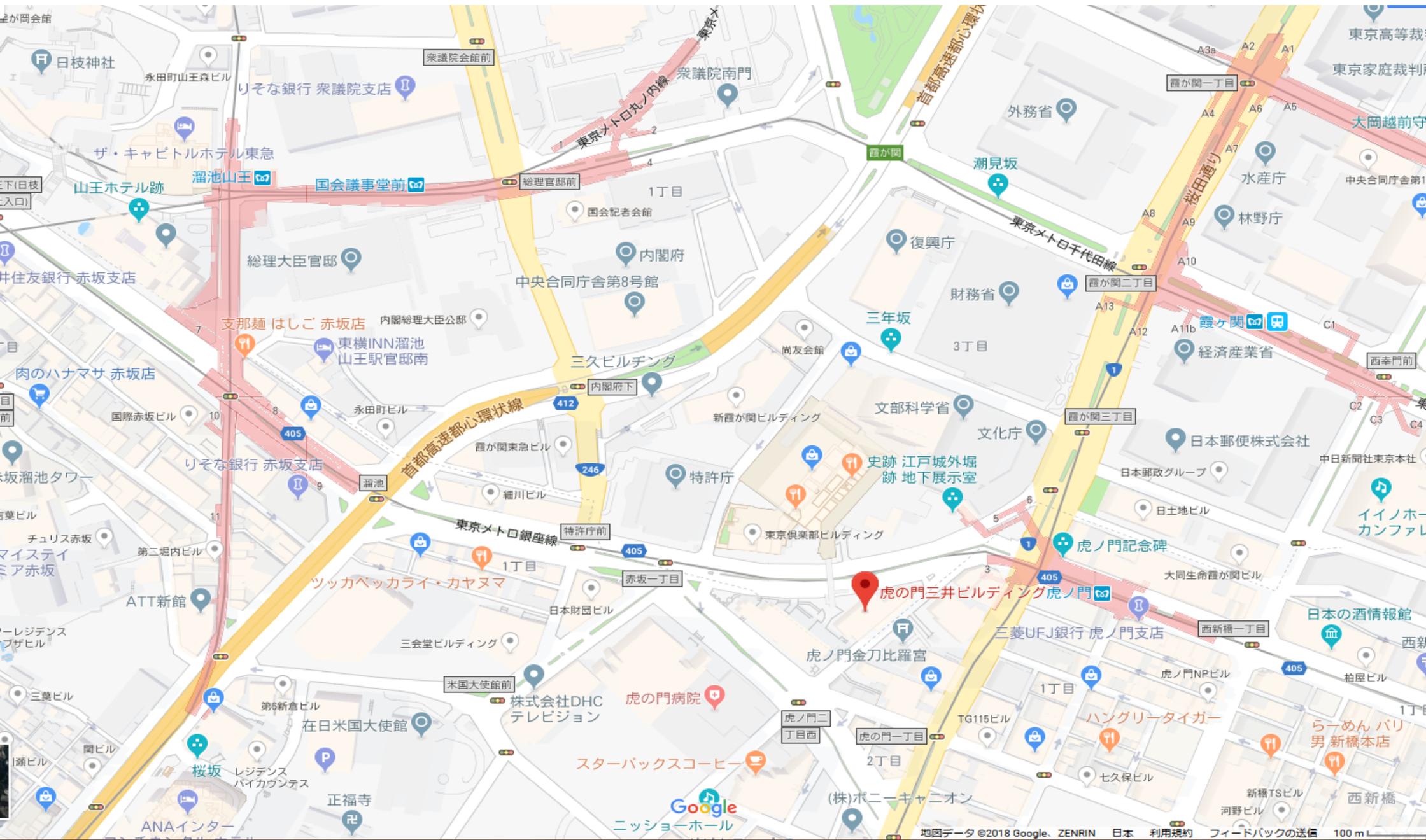
1993-95 日朝国交正常化交渉日本政府代表 KEDO担当大使

1996-97 駐ニュージーランド大使

1998-2003 原子力委員会委員、委員長代理

2006～現在 日本国際問題研究所 特別研究員

財団法人 日本国際問題研究所 千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビルディング3F



1987年 日米原子力協定 第16条の3

- いかなる理由によるこの協定又はその下での協力の停止又は終了の後においても、第1条、第2条4、第3条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条の規定は、適用可能な限り引き続き効力を有する。
- 日米原子力協定で、日本は半永久的にウランを輸入することを義務づけられた。(栗原, 2012)

参考文献

田中慎吾「日米原子力研究協定の成立：日本側交渉過程の分析」国際公共政策研究、2009-03、13巻2号、141-156

吉岡齊『新版 原子力の社会史 その日本的展開』朝日新聞出版、2011

栗原彬「原発危機の政治学」、PRIME, 2012-03, 3-9

1988年 日米原子力協定

鈴木達治郎『核兵器と原発 日本が抱える「核」のジレンマ』、講談社、2011

遠藤哲也「日米原子力協定(1988年)の成立経緯と今後の問題点 改定版」平成26年1月、日本国際問題研究所